

＜修正案＞

# 北海道水防計画

（本編）

## 新旧対照表

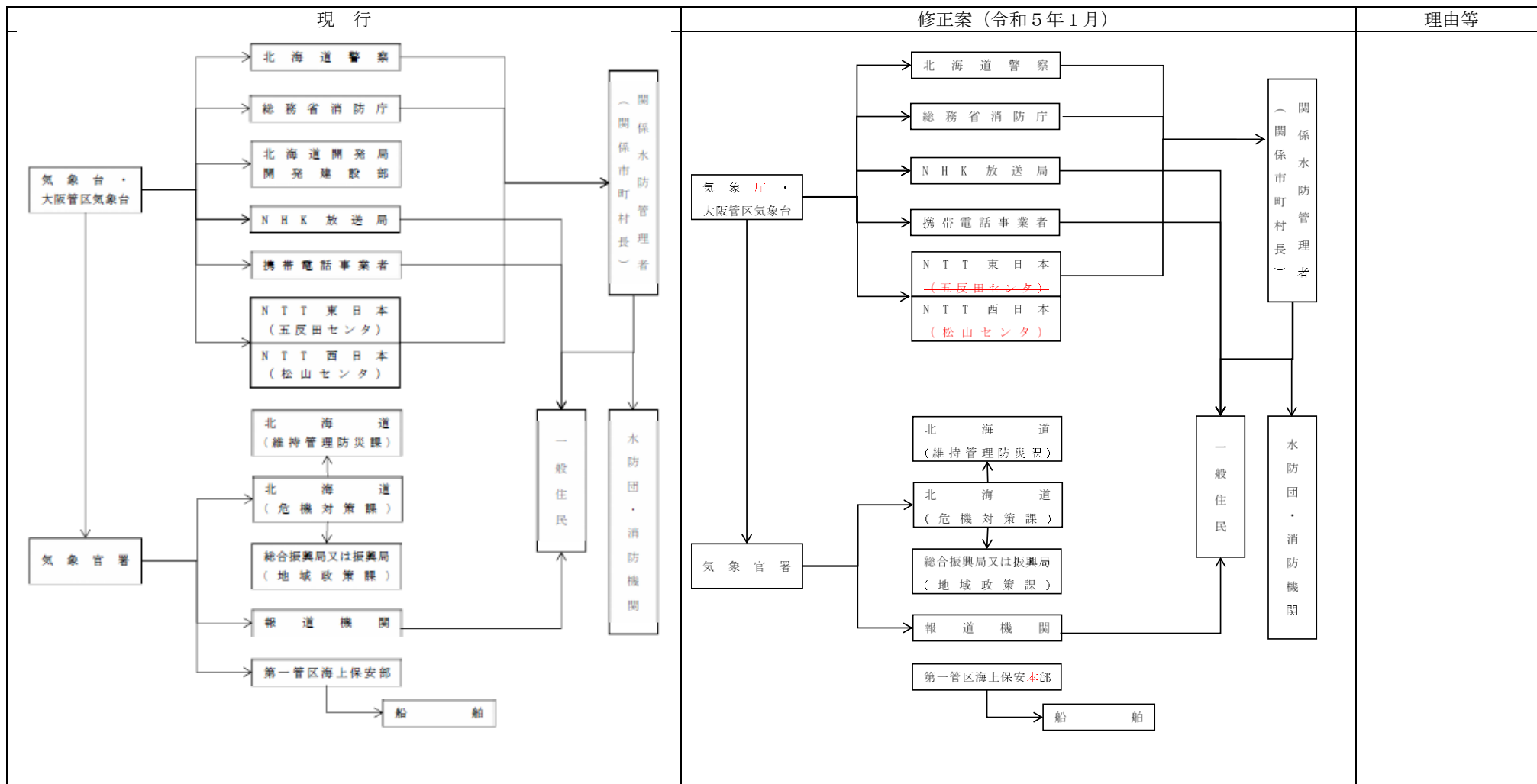
令和 5 年（2023 年） 1 月

# 北海道防災会議

## 北海道水防計画（本編） 新旧対照表

現 行	修正案（令和5年1月）	理由等
<p>表紙 北海道水防計画 令和3年11月</p> <p>P. 15 第4章 予報及び警報 第2節 気象庁が行う予報及び警報 第2 警報等の伝達経路及び手段 1 洪水の場合</p>	<p>表紙 北海道水防計画 令和5年1月</p> <p>P. 15 第4章 予報及び警報 第2節 気象庁が行う予報及び警報 第2 警報等の伝達経路及び手段 1 洪水の場合</p>	<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状に即した伝達システムとなるように図表の修正 (札幌管区気象台)</li> </ul>
<pre> graph TD     MA[気象官署] --&gt; HP[北海道警察]     MA --&gt; KHP[関係警察署]     MA --&gt; SDF[総務省消防庁]     MA --&gt; HMD[北海道 維持管理防災課]     MA --&gt; HCD[北海道 危機対策課]     MA --&gt; HJ[総合振興局又は振興局 地域政策課]     MA --&gt; HOD[北海道開発局 開発建設部]     MA --&gt; HUS[第一管区海上保安部]     MA --&gt; NITTE[NTT 東日本 五反田センター]     MA --&gt; NITTI[NTT 西日本 松山センター]     MA --&gt; NHK[NHK放送局]     MA --&gt; HJG[報道機関]      HP --&gt; WDF[関係水防管理者]     SDF --&gt; WDF     HMD --&gt; WDF     HCD --&gt; WDF     HJ --&gt; WDF     HOD --&gt; WDF     HUS --&gt; WDF     NITTE --&gt; WDF     NITTI --&gt; WDF     NHK --&gt; WDF     HJG --&gt; WDF      WDF --&gt; WDFD[水防団・消防機関]     WDF --&gt; GR[一般住民]     GR -.-&gt; WDF     </pre> <p>(注： —————▶ は法定伝達経路、 - - - - -▶ は放送又は無線)</p>		

現 行	修正案（令和5年1月）	理由等
	<p>（注： → は法定伝達経路、--- は放送又は無線）</p>	
<p>P. 16 第4章 予報及び警報 第2節 気象庁が行う予報及び警報 第2 警報等の伝達経路及び手段 2 津波の場合</p>	<p>P. 16 第4章 予報及び警報 第2節 気象庁が行う予報及び警報 第2 警報等の伝達経路及び手段 2 津波の場合</p>	<p>・現状に即した伝達システムとなるように図表の修正 (札幌管区気象台)</p>



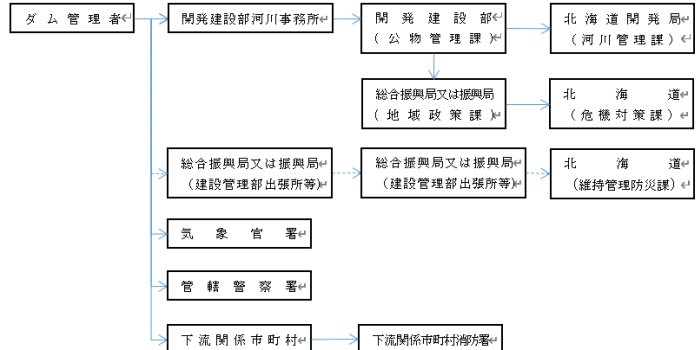
現 行	修正案（令和5年1月）	理由等
<p>※ 気象庁本庁から管区警察局が受ける通知については大津波警報、津波警報に限る。</p> <p>※ 管区海上保安本部、管区警察局、NHK 放送局への警報の通知は、地方気象台から行う場合もある。</p>	<p>(削除)</p>	<p>気象庁から警察機関への情報伝達の経路に変更があったため削除 (水防計画作成の手引きに準拠)</p>
<p>P. 17 第4章 予報及び警報 第3節 洪水予報河川における洪水予報 第1 種類及び発表基準     氾濫危険情報（洪水警報）</p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき</p>	<p>P. 17 第4章 予報及び警報 第3節 洪水予報河川における洪水予報 第1 種類及び発表基準     氾濫危険情報（洪水警報）</p> <p>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、更に水位の上昇が見込まれるとき</p>	<p>令和4年6月に氾濫危険情報の運用が変更されたため追記 (水防計画作成の手引きに準拠)</p>
<p>P18 第4章 第3節 第2 国が行う洪水予報 1 洪水予報河川 表内の 「釧路川、新釧路川」</p>	<p>P18 第4章 第3節 第2 国が行う洪水予報 1 洪水予報河川 表内の 「釧路川・新釧路川」</p>	<p>字句（読点、中点）の修正（札幌管区气象台）</p>
<p>P. 19 第4章 予報及び警報 第3節 洪水予報河川における洪水予報 第2 国が行う洪水予報 2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>	<p>P. 19 第4章 予報及び警報 第3節 洪水予報河川における洪水予報 第2 国が行う洪水予報 2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>	<p>・現状に即した伝達システムとなるように図表の修正 (札幌管区气象台)</p>

現 行	修正案（令和5年1月）	理由等						
<p>(注：——▶は法定伝達経路、- - -▶は放送又は無線)</p>	<p>(注：▶は法定伝達経路、- - -▶は放送又は無線)</p> <p>(注：NTT 東日本及び NTT 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。)</p>							
<p>P. 20 第4章 予報及び警報 第3節 洪水予報河川における洪水予報</p>	<p>P. 20 第4章 予報及び警報 第3節 洪水予報河川における洪水予報 第3 道と気象台が共同で行う洪水予報 1 洪水予報河川 道と気象庁が共同で洪水予報を行う河川は、次のとおりである（別表5「指定河川、基準水位観測所、水防警報区、水位周知区間及び洪水予報区間（知事指定）参照」</p> <table border="1" data-bbox="1005 1299 1839 1350"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河 川 名</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河 川 名	実施機関				<p>字句の追記 （札幌管区気象台・北海道）</p>
水系名	河 川 名	実施機関						

現 行	修正案（令和5年1月）		理由等
	新川	札幌管区气象台 空知総合振興局札幌建設管理部	
<p>2 洪水予報の伝達経路及び手段 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は次のとおりである。</p>			
<pre> graph TD     A["札幌管区气象台 空知総合振興局 札幌建設管理部"] --&gt; B["自衛隊"]     A --&gt; C["北海道警察"]     A --&gt; D["消防庁"]     A --&gt; E["北海道 (維持管理防災課)"]     A --&gt; F["北海道 (危機対策課)"]     A --&gt; G["総合振興局又は振興局 (地域政策課)"]     A --&gt; H["NTT東日本"]     A --&gt; I["NTT西日本"]     A --&gt; J["NHK放送局"]     A --&gt; K["報道機関"]     A --&gt; L["北海道開発局 開発建設部"]          E --&gt; M["(関係市町村長)"]     F --&gt; M          M --&gt; N["水防団・消防機関"]          J -.-&gt; O["一般住民"]     K -.-&gt; O     L -.-&gt; O   </pre>			
<p>(注：→は法定伝達経路、- - -&gt;は放送又は無線)</p>			

現 行	修正案（令和5年1月）	理由等
<p>P. 26～P. 27</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第5節 水防警報</p> <p>第3 高潮時の海岸に関する水防警報</p> <p>2 具体的な発表基準（北海道日高胆振沿岸胆振海岸）</p> <p>○距離確保解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苫小牧地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 5.5m 未満かつ有義波周期 11.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樽前地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 7.5m 未満かつ有義波周期 13.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白老地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 未満かつ有義波周期 12.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北吉原地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 未満かつ有義波周期 10.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <p>○解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苫小牧地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.8m 未満かつ有義波周期 9.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樽前地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 5.8m 未満かつ有義波周期 11.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白老地区</li> </ul>	<p style="text-align: center;">（注：NTT 東日本及びNTT 西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。）</p> <p>P. 26～P. 27</p> <p>第4章 予報及び警報</p> <p>第5節 水防警報</p> <p>第3 高潮時の海岸に関する水防警報</p> <p>2 具体的な発表基準（北海道日高胆振沿岸胆振海岸）</p> <p>○距離確保解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苫小牧地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 5.5m 未満<b>または</b>有義波周期 11.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樽前地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 7.5m 未満<b>または</b>有義波周期 13.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白老地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.9m 未満<b>または</b>有義波周期 12.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北吉原地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 4.8m 未満<b>または</b>有義波周期 10.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を実施するうえで、激しい越波による危険が解消したと判断されるとき</p> <p>○解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苫小牧地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.8m 未満<b>または</b>有義波周期 9.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樽前地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 5.8m 未満<b>または</b>有義波周期 11.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白老地区</li> </ul>	<p>基準の明確化 （北海道開発局）</p>



現 行	修正案（令和5年1月）	理由等
<p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満かつ有義波周期 10.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北吉原地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満かつ有義波周期 8.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p>	<p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満 <b>または</b> 有義波周期 10.0s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北吉原地区</li> </ul> <p>苫小牧港波浪観測所（港湾局）で有義波高 3.1m 未満 <b>または</b> 有義波周期 8.5s を下回り、気象情報、CCTV 情報等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき</p>	
<p>P. 30 第5章 水位等の観測、通報及び公表 第1節 水位の観測、通報及び公表 4 水位の公表 気象庁 <a href="https://www.jma.go.jp/">https://www.jma.go.jp/</a></p>	<p>P. 30 第5章 水位等の観測、通報及び公表 第1節 水位の観測、通報及び公表 4 水位の公表 <b>(削除)</b></p>	<p>気象庁ホームページでは水位データの公表を行っていないため削除 (札幌管区気象台)</p>
<p>P. 33 第6章 気象予報等の情報収集 第2 気象情報等の種類 (4) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）が出現し、（中略）、府県気象情報の一種として発表される</p>	<p>P. 33 第6章 気象予報等の情報収集 第2 気象情報等の種類 (4) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「<b>危険</b>」（紫）が出現し、（中略）、府県気象情報の一種として発表される</p>	<p>令和4年6月にキキクル（危険度分布）の運用が変更になったため修正 (札幌管区気象台)</p>
<p>P. 36 第7章 ダム・水門等の操作 第3 連絡系統 3 利水ダム（国許可） 利水ダム（国許可）の情報系統図は次のとおりである。</p> 	<p>P. 36 第7章 ダム・水門等の操作 第3 連絡系統 3 利水ダム（国許可） 利水ダム（国許可）の情報系統図は次のとおりである。</p>	<p>字句の修正 (北海道)</p>

現 行	修正案（令和5年1月）	理由等
	<pre> graph TD     DM[ダム管理者] --&gt; RD[開発建設部河川事務所]     RD --&gt; PPM[開発建設部&lt;br/&gt;(公物管理課)]     PPM --&gt; BDM[北海道開発局&lt;br/&gt;(河川管理課)]     PPM --&gt; RPD[総合振興局又は振興局&lt;br/&gt;(地域政策課)]     RPD --&gt; BDC[北海道&lt;br/&gt;(危機対策課)]     RD --&gt; CMB[総合振興局又は振興局&lt;br/&gt;(建設管理部出張所等)]     CMB --&gt; CMC[総合振興局又は振興局&lt;br/&gt;(建設管理部維持管理課)]     CMC --&gt; BDMF[北海道&lt;br/&gt;(維持管理防災課)]     RD --&gt; MS[気象官署]     RD --&gt; PS[管轄警察署]     RD --&gt; DMM[下流関係市町村]     DMM --&gt; DMP[下流関係市町村消防署] </pre>	
<p>P.57 第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 第1節 洪水、内水、高潮対応 第3 高潮浸水想定区域の指定状況 知事は・・・・（中略）、関係市町村長に通知するものとする。</p>	<p>P.57 第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置 第1節 洪水、内水、高潮対応 第3 高潮浸水想定区域の指定状況 知事は・・・・（中略）、関係市町村長に通知するものとする。 高潮浸水想定区域の指定、公表状況及び関係市町村は、別表21「海岸別洪水浸水想定区域・ハザードマップ公表状況一覧」のとおりである。</p>	<p>字句の追加 (北海道)</p>